

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額	署名日 署名地 (効力注1)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
			贈与の供与期限 (注2)	(注3)		
パキスタン	パキスタン・イスララム共和国政府 府に対する贈与に関する日本国 政府とパキスタン・イスラム共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	H29.2.24 イスラマ バードで (同日)	日本側 倉井高志在パキス タン大使 側 タリク・ア ム・経済・統計・民営化 省経済担当次官	H29.3.8 81号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。